# 第六次羽村市行財政改革基本計画

計画期間 平成29年度~平成33年度

平成28年12月

羽 村 市

#### はじめに

これまで厳しい社会経済情勢が続く中、羽村市では平成6年度から行財政改革に取り組み、財源の確保と経常経費の削減に努め、行政サービスの充実を目指した市政運営を推進してきました。

地方分権改革や地方創生など、地域の自主性や自立性を高める改革の進展により、住民に最も身近な基礎自治体の果たす役割と責任は、これまで以上に大きくなります。

また、依然として変化の激しい社会経済情勢が続く中で、市民ニーズは変化し、少子高齢化等を背景とした社会保障や子育て環境の充実への期待など、行政に対する課題は増え続けていくと考えられます。

多様化、高度化する市民ニーズに的確に応え、良好な行政運営を継続していくためには、引き続き、経常経費の削減、組織体制や職員定数の適正化、民間活力の利用や多様な主体との連携など行財政改革を推し進め、時代の変化に即応した適切な行政サービスの提供が可能な自治体経営を展開していく必要があります。

このため、平成 27 年 11 月から学識経験者、民間事業者、公募市民等により構成する羽村市行政改革審議会を設置し、新たな行財政改革の方向性についてご審議をいただき、平成 28 年 10 月に答申をいただきました。

この答申を最大限尊重し、市民の皆様からの意見公募手続を経たうえで、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 か年を計画期間とする第六次羽村市行財政改革基本計画として策定いたしました。

本計画は、引き続き、持続可能な自治体経営を推進していくとともに、第五次羽村市長期総合計画に掲げる将来像の実現にむけて、後期基本計画に掲げる施策を推進するため、羽村市の行財政改革における基本的な考えを示すものであります。

今後も、社会経済情勢の変化に対応し、充実した行政サービスを継続して提供していくため、全庁を挙げて知恵を絞り行財政改革を推進していきます。

平成 28 年 12 月

羽村市長 並木 心

# 目 次

1	これまでの行財政改革の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
2	羽村市を取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
	<ul><li>(1) 社会経済情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	• 4 • 6
3	基本計画の名称と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
4	基本計画の理念、目的、方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
5	基本計画の主な取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 10
6	各柱の改革の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 11
7	基本計画と実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 13
8	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14
9	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 15

# 1 これまでの行財政改革の取組み

羽村市では、時代とともに変化する多様な市民ニーズや行政需要に的確かつ 迅速に対応するとともに、「最少の経費で最大の効果を挙げる」べく、これまで 5次にわたり行財政改革のための基本計画を定め、行政サービスや仕事の進め 方などの見直し、改革に取り組んできました。



これらの計画に基づき、取り組んできた主な内容は次のとおりです。

# <平成6年度~平成7年度 行財政緊急対策>

バブル経済の崩壊による住民税法人分の減収や税制改正による住民税減税な どにより市の財政が圧迫を受けたことから3次にわたる対策に取り組みました。

- ▶ 経常的経費の一部凍結
- ▶ 事務事業の見直し(広報紙の統合、報告書等の配布数見直し、節電など)
- ▶ 補助金の見直し
- ► OA機器の効果、コストの検証による見直し
- ▶ 民間委託等の活用及び見直し
- ▶ 主要事業の見直し(市内循環バスの見直しなど)
- ▶ 公有地等の活用(休眠している土地の売却や貸し出し)
- ▶ 用品会計の廃止
- ▶ 収入の確保
- ▶ 組織、職員に関する見直し(組織の統合、定員管理計画の見直しなど)

#### <平成8年度~平成13年度 第二次行政改革大綱>

社会経済の低迷により、長期総合計画策定当時の推計と比較して市税収入が 大幅に減少し、歳入と歳出のバランスが著しく崩れた状況下において、計画に 掲げる事業を実施していくため、下記の行財政改革に取り組みました。

- ▶ 職員数の削減、人員の再配分
- ▶ 職員の能力開発、人材育成、業務能率の向上
- ▶ 組織、機構の改革
- ▶ 人事、給与管理の適正化

- ▶ 事務事業の見直し
- ▶ イベント運営への市民参加の促進
- ▶ 土木事業の計画的な執行
- ▶ 民間委託の推進
- ▶ 補助金等の見直し
- ▶ 受益者負担の適正化
- ▶ 公共施設の有効活用(維持管理コスト削減、民間活用や複合化の検討など)

# <平成14年度~平成16年度 第三次行政改革大綱>

平成 12 年4月の地方分権一括法施行や、社会環境の複雑化・多様化により、 市町村に対する行政需要が増大する中、市民ニーズに応えた質の高い行政サー ビスを提供するため、「顧客サービス志向」や「時代にあった経営感覚」の視点 をもって、行政改革に取り組みました。

- ▶ 事務事業の見直し
- ▶ 行政評価システムの導入
- ▶ 窓口サービスの向上
- ▶ 補助金等の見直し
- ▶ ITの活用
- ▶ 委託化及び民営化の推進
- ▶ 施設の有効利用と施設の充実
- ▶ 財政の健全化と効率的な財政運営
- ▶ 職員の意識改革と人材育成
- ▶ 定員管理の見直し
- ▶ 組織、機構の見直し
- ▶ 人事、給与管理の適正化
- ▶ 市民との協働、広域連携

#### <平成17年度~平成23年度 行財政改革推進プラン>

行政改革を不断に取り組むべき課題として位置づけ、社会情勢の変化や地方 分権に対応したスリムで効率的な行財政運営の推進を図り、第四次長期総合計 画の実現を目指すことを目的として、行財政全般にわたる改革に取り組みまし た。

- ▶ 職員の意識改革
- ▶ 人事評価制度の改革
- ▶ 多様な任用・勤務形態の検討
- プロジェクトチームの設置
- ▶ 職員の官民、自治体間交流の推進

- ▶ 組織の見直し
- ▶ 定員管理の適正化
- ▶ 給与等の適正化
- ▶ 職員福利厚生事業の適正化
- ▶ 人材の育成
- ▶ 市民参画の推進
- ▶ 「新しい公共空間」の形成(民間と行政の役割分担)
- ▶ 行政経営のマネジメント
- ▶ 官民の連携による公共サービスの提供
- ▶ 市民の視点に立った公共サービス
- ▶ 財政の健全化
- ▶ 歳入の確保
- ▶ 歳出の縮減
- ▶ 財政状況の公表

<平成24年度~平成28年度 行財政改革基本計画(第五次)>

地域主権改革の進展や社会保障と税の一体改革など行政環境が大きく変化する中、住民に最も身近な基礎自治体として、自己決定、自己責任に基づく行財政運営の一層の効率的かつ効果的な運用を図り、市民サービスの維持向上を目指すため、行財政改革に取り組んできました。

行財政改革の方向性として5つの「目標」を定め、43 の具体的改革項目について取組みを進めてきました。

# 目標1 顧客視点の行政サービスの展開

【主な取組み】

- ・国際規格に準拠した顧客要望対応マネジメントの構築
- ・コンビニ収納の拡大

#### 目標2 地域の経営資源を生かした個性的で活力のあるまちづくりの推進

【主な取組み】

- ・地域資源の活用(市公式キャラクターの立ち上げ、ロケ地招致、市ウェブサイトでの動画配信など)
- ・駅前の活力づくり(駅前のにぎわい創出事業の実施、空き店舗調査の実施など)
- ・指定管理者制度導入及び運用に係る指針の策定
- ・公共施設民営化の推進(市立保育園4園のうち3園を民営化、1園は平成29年4月民営化予定)

# 目標3 財政基盤の強化

#### 【主な取組み】

- 市税等収納率向上特別対策の実施
- ・使用料、手数料等の受益者負担の適正化
- ・新たな歳入の確保(公募による自動販売機の設置拡大、普通財産の売却、 広告料収入の推進など)

## 目標4 事務事業の見直しによる一層の歳出の削減

#### 【主な取組み】

- ・行政総合マネジメントを改善した経営管理システムの構築
- ・事務経費の削減 (省エネルギー照明「LED照明や人感センサーなど]の導入)
- 電話交換業務の最適化

# 目標5 職員の意識改革と組織の再構築

#### 【主な取組み】

- ・職員研修の充実
- ・組織事務分掌の見直し
- ・職員定員管理の適正化

# 2 羽村市を取り巻く環境

#### (1) 社会経済情勢

「行財政改革基本計画(第五次)」の作成から5年が経過し、本市をはじめ 地方自治体を取り巻く社会経済情勢も大きく変化を続けています。

時代の変革期にある今、改めて、市の現状や課題を踏まえ、将来を見据えた一層の行財政改革の推進に努める必要があります。

# ① 人口減少社会の到来

我が国では、平成20年をピークに人口減少の局面に入り、羽村市においても平成22年の人口をピークに減少傾向に転じており、今後、市内の労働人口を増やすなどの検討を行い、行政サービスを提供するための財源を確保するなど、様々な影響が懸念されます。

羽村市では、人口の減少を抑制するため、まち・ひと・しごと創生計画を 策定し、その取組みを通して、子どもを育てやすい環境を整備し、出生率を 上げていくとともに、人の流出を抑制し、市内への転入を促していくことと しています。

#### ② 公共建築物の老朽化の進行

本市では、昭和 40 年代の後半から昭和 50 年代にかけて、公共建築物を数 多く建設しており、施設の老朽化が進んでいる状況にあります。このため、 平成 27 年度に公共施設等総合管理計画を策定しました。

この中で、公共建築物、土地、道路や上下水道などのインフラ施設について、今後すべて更新を行うと仮定した場合、30年間で総額約959億6千万円の更新費用が必要となると予測しました。これに対し、更新費用に充てる財源は、平成17年度から平成26年度(10年間)までにおけるこれまでの更新費用が継続すると仮定した場合、30年間で、880億1千万円と予測され、79億5千万円の財源不足が生じます。今後、財源の確保に努めるとともに、公共施設のあり方を検討していく必要があります。

〈更新費用の年度別内訳〉

単位:億円

	30年間(H28-H57)		
	費用	財源予測	
建築物	414. 9	354. 0	
土地	64. 1	64. 1	
インフラ施設	480. 6	462. 0	
合計	959. 6	880. 1	

資料:公共施設総合管理計画

#### ③ 地方分権の進展と地方創生への対応

国においては、地方がそれぞれの個性を活かし、自立した地域づくりを進めていくために、地方分権の推進に向けた取組みが続いており、平成 25 年 12 月には「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」を閣議決定し、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等が進められています。

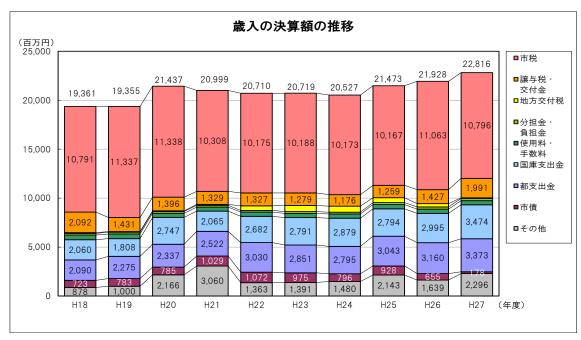
また、地方創生に向けた取組みや、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)、地方公会計改革、子ども・子育て支援新制度など新たな制度や仕組みの導入が進んでおり、対応が求められています。

このように、住民に最も身近な基礎自治体の役割が重視されている中で、市が自らの判断と責任により、地域の実情を踏まえた主体的で自立した行財政運営を行っていく必要性がより一層高まっています。

# (2) 市の財政状況

# ① 主要な財政指標等の推移

# (ア) 歳入決算額の推移



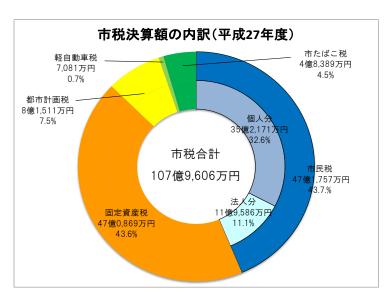
平成 18 年度から平成 27 年度までの普通会計決算における歳入の平均は、約 209 億円となっています。

平成27年度に歳入総額が増額となった要因として、地方消費税交付金と繰入金が増加したことがあげられます。

地方交付税は、平成 22 年度から平成 26 年度まで交付団体となっていましたが、平成 27 年度以降は不交付団体となっています。市税の次に構成割合の高い国庫支出金及び都支出金は、年度により増減がありますが、国庫支出金は平均約 26 億円、都支出金は平均約 27 億円となっています。

# (イ) 市税の推移

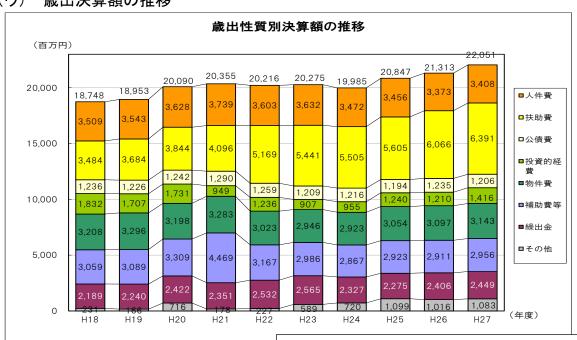




世界的な金融危機に端を発した世界経済危機により、市税は平成21年度以降、減少傾向が続きましたが、平成26年度には、一部大手企業の業績改善などにより大幅に増加し、6年ぶりに110億円を超える規模となりました。

平成 27 年度は、107 億 9,600 万円で、歳入全体に占める市税の割合は 47.3% となっています。

# (ウ) 歳出決算額の推移



平成18年度から平成27年度までの普通会計決算における歳出の平均は、約203億円となっています。

人件費 : 職員の給与や市議会議員の報酬などの経費

扶助費: 高齢者、児童、障害者などを援助するための経費

公債費: 借入れた市債の返済金

投資的経費 : 普通建設事業費などの社会資本の形成に資する経費 物件費 : 賃金、旅費、需用費、役務費、委託料などの消費的経費 補助費等 : 各種団体への助成金や一部事務組合への負担金など

繰出金: 特別会計に移動されて支出される経費

その他: 維持補修費や積立金など

扶助費は、平成 18 年度の約 35 億円から年々増加し、平成 27 年度は約 64 億円と平成 18 年度に比べて約 83%の増加となっています。

人件費は、おおむね 35 億円前後で推移しており、平成 21 年度をピークに減 少傾向にあります。

公債費は、おおむね12億円前後で推移しています。

普通建設事業費などの投資的経費は、直近3年間で増加傾向となっています。

## (エ) 経常収支比率の推移

財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成 21 年度に 100%を超えたものの、 平成 21 年度から平成 23 年度まで 2 次にわたり実施した緊急経済財政対策の取 組みが奏功したことなどにより、その後は減少傾向にありましたが、扶助費や 繰出金の増加などにより、平成 27 年度決算では 96.7%となっています。26 市 の平均は 88.2%であり、今後も一層の経常的経費の削減と歳入の確保に努めて いく必要があります。

#### (オ) 基金と市債の状況

基金は、一般家庭の「貯金」にあたり、将来の財政運営に備えて積み立て、 年度間の財源調整や計画事業の実現などに活用しています。

平成 27 年度末の基金残高は 53 億 6,757 万円で、市民一人あたりに換算する と 9 万 5,246 円 (26 市平均 6 万 8,833 円) となっています。多摩地区 26 市の中では、市民一人あたりの基金残高が 5 番目に多い状況です。

市債は、一般家庭の「借金(ローン)」にあたるものです。市債は、公共施設の整備などに要する財源を補うことと、将来その施設などを利用する方にも建設経費を負担していただく(世代間負担の公平)という2つの目的があります。

市では、将来の財政負担を考慮しながら計画的に市債の借入れを行い、財源として有効に活用しています。

平成 27 年度末の市債残高(普通会計)は 107 億 9,396 万円で、市民一人あたりに換算した残高は、19 万 1,535 円(26 市平均 20 万 3,708 円)となっており、多摩地区 26 市の中では、平均的な残高となっています。

#### ② 今後の財政運営

歳入の根幹となる市税については、住民税法人分法人税割の一部国税化や法人実効税率の引下げなどの税制改正の動向、また、英国のEU離脱が世界経済に与える影響や日本経済への影響など、世界経済情勢の変化にも注視していく必要があります。

歳出については、少子高齢化、人口減少などを背景として扶助費や介護保険 事業会計等の特別会計への繰出金の増加が見込まれるとともに、地方創生に向 けた取組みや公共施設の老朽化対策に要する経費の増加が見込まれます。

こうしたことから、引き続き、自主財源の積極的な確保及び事務事業の見直しなどの行財政改革の取組みを一層推進していく必要があります。

# 3 基本計画の名称と期間

名 称 第六次羽村市行財政改革基本計画

期 間 平成29年度から平成33年度までの5か年

第六次羽村市行財政改革基本計画の計画期間は、第五次長期総合計画後期 基本計画の計画期間と合わせています。

# 4 基本計画の理念、目的、方向性

基本計画の理念「時代の変化に対応した持続可能な行財政運営」

行財政改革の主たる目的は、市が直面する様々な課題の解消を図り、質の高い行政サービスを継続して提供していくことです。そのためには、経営改善への不断の取組みが不可欠であるとの認識に立ち、効果的で効率的な行財政運営を確立していく必要があります。

また、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2016」により、成長と分配の好循環を実現するため、一億総活躍社会の考え方のもと、経済成長、子育て支援、安定的な社会保障の実現からなる「新3本の矢」を示すとともに、雇用創出、人口減少対策、若い世代の結婚・出産・子育て支援を中心としたまち・ひと・しごと創生総合戦略を打ち出し、地方自治体自らによる「地方版総合戦略」の策定と実施を求めています。このような骨太の方針による改革や国が進める地方分権などの動向、社会経済情勢の変化をしっかりと見据えたうえで、限りある経営資源を最大限に活用し、時代の変化に対応した行財政運営に努めていかなければなりません。

そこで、羽村市では、行政運営と財政運営の観点から、PDCAサイクルによる継続的な業務改善に取り組むとともに、市民や民間企業の力や民間企業における経営手法や成功事例などを必要に応じて取り込み、効率的かつ効果的な取組みを進めていきます。

なお、社会経済情勢の変化により新たに必要となる取組みが発生した場合は、 国や東京都の動向に合わせて対応していくとともに、必要な場合には関係市町 村等と連携し国や東京都に対し改善について要求していきます。

以上のような、考え方、方向性を行財政改革の策定方針に置き、現在推進している羽村市行財政改革基本計画の取組みを継承しつつ、第六次行財政改革基本計画を策定しました。

#### 5 基本計画の主な取組み

人口減少、少子高齢化など社会経済情勢の変化に対応し、より効果的で効率的な行財政運営を堅持し、「最少の経費で最大の効果」を挙げ、市民満足度の高い行政サービスを継続して提供していくため、事務事業の見直しや事業の効率化等に視点を置いた行政改革と、持続可能で安定した財政運営に視点を置いた財政改革に取り組んでいきます。

# 【行政改革】

社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化等を背景とした行政需要の変化に対応するとともに、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)を効果的、効率的に活用し、質の高い行政サービスを継続して提供していくため、行政改革に取り組みます。

- 柱1 社会経済情勢や市民ニーズに合った行政サービスの展開
- 柱2 効果的、効率的な事務事業の推進
- 柱3 多様な担い手との連携
- 柱4 人材育成と機動的な執行体制の確保

#### 【財政改革】

少子高齢化や人口減少への対応、災害に強いまちづくり、公共施設の老朽化 対策、市の発展に資するインフラ整備や産業振興など、市が直面する喫緊の課 題に適切に対応していくためには、将来にわたり安定した財政運営を行うとと もに、施策の展開を支える財政基盤の強化が必要であることから財政改革に取 り組みます。

- 柱1 財務マネジメントの強化
- 柱2 財政基盤の強化

- 柱3 財源の効果的な活用
- 柱4 市有資産の有効活用

#### 6 各柱の改革の内容

# 【行政改革】

# 柱1 社会経済情勢や市民ニーズに合った行政サービスの展開

変化の激しい社会経済情勢が続く中、地方分権、地方創生の推進により基礎自治体の自主性や自立性が求められているとともに、ライフスタイルの多様化により市民ニーズは多様化、高度化しています。

行政に対する市民満足度を向上するためには、現状の課題でもある人口減少 や少子高齢化、経済や人々の交流のグローバル化、ICT(\*)の発達などの社会 経済情勢に対応しつつ、市民ニーズに的確に応えた行政サービスを展開してい く必要があります。

そのため、市政世論調査や各種アンケート、市長への手紙などの広聴手段を 充実させるとともに、より細かに市民ニーズを把握する手法の検討を行うなど、 市のマーケティング力を強化していきます。

また、SNS(\*)を活用した市政情報の発信を充実させるなど情報発信力の強化やICTを活用した行政手続き等に関するサービスの提供にも取り組みます。

# 柱2 効果的、効率的な事務事業の推進

行政が業務を遂行していくうえでは、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ) を効果的、効率的に活用することが重要です。

そのため、PDCAサイクル(\*)による経営管理システムの運用により、事務 事業の進行管理や行政評価による改善や見直しを行うとともに、評価結果を予 算編成や組織編制へ反映させていきます。

また、図書館の広域利用や戸籍事務の広域交付サービスなど、広域連携による効率的な行政サービスを一部で実施していますが、今後も、複数の自治体で行うことが有効かつ効率的な行政サービスや事務事業については、広域連携の可能性について関係団体と検討を行い、大きな効果が見込めるものについては、積極的に取り組んでいきます。

#### 柱3 多様な担い手との連携

羽村市には、多くの「市民の力、企業の力」があり、行政と連携したまちづくりが進められています。今後はこれらの市民や町内会・自治会などの市民活

動団体、商工会などの公共的団体、NPO(\*)、企業等との連携をさらに強化して、まちづくりや行政課題の解決に取り組んでいきます。

また、公共施設の運営やさまざまなサービスの提供について、公共施設の民営化や、指定管理者制度の活用、PFI(\*)の活用、事務事業の委託化などの民間活力の導入を図ります。

# 柱4 人材育成と機動的な執行体制の確保

めまぐるしく変化する行政環境に対応し、良好な行政運営を持続するためには機動的な執行体制の確保が必要です。

そのため、行政環境の変化に応じた組織事務分掌の見直しを行い、行政需要に対応した効率的な定員管理を推進していきます。その中で、職員が直接担うべき業務とそれ以外の業務を明確にし、臨時職員や再任用職員等の活用も図っていきます。

また、組織において実際に仕事をするのは人であり、多様化、高度化する行政課題に的確に応えるためには、企画力や業務遂行能力等を備えた職員を育成する必要があることから、人材の育成に努めるとともに、性別にかかわらず職員一人ひとりが仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図りながら能力を最大限発揮できるよう、時代に即した、職員の働き方の見直しに取り組みます。

#### 【財政改革】

#### 柱1 財務マネジメントの強化

人口減少、少子高齢化が進展する中で、「羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画(\*)」「羽村市産業振興計画(\*)」など行政分野ごとの計画に基づく各施策を推進する必要があります。また、公共施設等の老朽化対策などの課題へ的確に対応するとともに、質の高い行政サービスを継続していくためには、限られた財源をより効果的に活用していく必要があります。

このため、地方公会計の整備を進め、統一的な基準に基づく財務書類を行政 評価や予算編成等の行財政運営に活用するとともに、「羽村市公共施設等総合管 理計画(\*)」に基づく公共施設等の総合的な管理を推進するなど、財務マネジメ ントの強化を図ります。

## 柱2 財政基盤の強化

市税収入に大きく影響する地域経済の活性化に向け、産業基盤の整備を図ります。

クレジット収納(\*)をはじめとした新たな収納方法の導入などによる収納環境の整備を進めるとともに、全職員一丸となった市税等収納特別対策の実施や

住民税個人分の特別徴収の推進など、収納率の向上を図ります。

また、映画やテレビのロケ地招致など知名度向上の推進にあわせ、地域資源を活用した収入の確保に取り組みます。

公共施設の使用料や各種手数料については、地方公会計の整備に合わせ、それぞれの行政サービスのコストを様々な角度から、より正確に把握したうえで、引き続き、受益者負担の適正化を図ります。

国や東京都などの補助金の積極的な獲得、民間助成金の活用やクラウドファンディング(\*)など多様な資金調達の手法について研究を進めるとともに、計画的な予算執行のもと効率的な資金運用を図ります。

#### 柱3 財源の効果的な活用

限られた財源を有効に活用するためには、事務事業の執行に際して引き続き 経費の節減を図るとともに、施策全般についてゼロベースから必要性や有効性 の検証を行ったうえで、選択と集中の考え方に基づき、施策の優先順位を洗い 出し、財源を重点的に配分する必要があります。

そのため、必要な見直しや事業の再構築が着実に図られるよう、施策評価や 事業評価の取組みを強化し、自己改革力の一層の向上に取り組みます。

また、各種補助制度についても同様に、時代の変化等を踏まえ、必要性や有効性、費用対効果の検証を行うとともに近隣市との比較なども行いながら、必要な見直しを行っていきます。

#### 柱4 市有資産の有効活用

公共施設の有効利用を図るため利用者増に努めるとともに、「羽村市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していく中で、普通財産の売却や有料での貸し出しなどについても検討を進めます。

また、知的財産権といった無形財産の活用など、市が所有する資産の有効活用を図ります。

# 7 基本計画と実施計画

第六次羽村市行財政改革基本計画は、行財政改革を推進するうえでの基本的な考え方を示すもので、全ての事務事業の実施にあたって、この考え方に基づく改善を図ります。その中で重点的に取り組む事務事業を実施計画として位置づけ、進行管理を行っていきます。

実施計画は、第五次羽村市長期総合計画後期基本計画実施計画と調整を図り

設定し、毎年度ローリングを行い実施していきます。

なお、社会経済情勢の変化等により、行財政改革として取り組むべき事項が 生じた場合は、必要に応じて実施計画に組み入れていきます。

# 8 推進体制

# ① 羽村市行政改革推進本部会議

羽村市行政改革推進本部設置要綱に基づき庁内に設置された羽村市行政改革推進本部を中心に、行財政改革を積極的に推進していきます。

#### ② 進行管理

実施計画に盛り込んだ改革項目は、所管部署を明確にし、年度単位で進行管理を行っていきます。

#### ③ 公表

改革項目の取組み状況は、広報紙をはじめ、市公式サイト等を通じて、広く 市民に公表していきます。

#### 9 参考資料

### (1) 用語の説明

#### \* I C T

情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略。

#### \*SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。人と人のつながりを促進・支援する Web サイトやインターネットサービスのこと。

#### \*PDCAサイクル

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) のマネジメントサイクルを繰り返し、継続的に改善していくマネジメント手法。

#### \*NPO

民間非営利組織 (Non-Profit Organization) の略。民間の立場で社会的なサービスの提供や、社会問題を解決するために活動する団体。

#### \* P F I

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

\*羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画 羽村市が、人口減少を克服し、将来にわたり賑わいと活力のある街づくり を進めていくための計画。

#### \*羽村市産業振興計画

工業・商業・農業・観光の各分野を一体的に体系づけた羽村市の産業振興のための基本計画。

#### \*羽村市公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画。

# \*クレジット収納

パソコンやスマートフォン、携帯電話からインターネットを経由して、クレジットカードにより支払う方法。

# \*クラウドファンディング

事業などを実施するにあたり、賛同する不特定多数の人から資金や協力を 募る方法。

# (2) 策定経過及び委員

# ① 第六次羽村市行財政改革基本計画策定経過

平成2	7年
-----	----

11月	2 日	第1回行政改革審議会
		市長から行政改革審議会委員の委嘱及び同審議会へ
		「第六次羽村市行財政改革基本計画」について諮問

12月16日 第2回行政改革審議会

# 平成28年

1月20日 第3回行政改革審議会
------------------

3月25日 第4回行政改革審議会

5月17日 第1回行政改革推進本部専門部会

5月24日 第5回行政改革審議会

6月30日 第2回行政改革推進本部専門部会

7月11日 第3回行政改革推進本部専門部会

7月28日 第6回行政改革審議会

8月16日 第1回行政改革推進本部会議

10月27日 行政改革審議会から

「第六次羽村市行財政改革基本計画」について市長に答申

11月 7日 第2回行政改革推進本部会議

- ② 羽村市行政改革審議会条例
  - ○羽村市行政改革審議会条例

昭和60年6月20日条例第20号

改正

昭和60年10月22日条例第32号 平成3年3月14日条例第16号

羽村市行政改革審議会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を図る ため、羽村市行政改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、羽村市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。
- 2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる調査及び審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、行政改革に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和60年条例第32号)

この条例は、昭和60年11月1日から施行する。

付 則(平成3年条例第16号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

# ③ 羽村市行政改革審議会 審議経過

回数	審議日程	場所	審議内容
	平成 27 年	羽村市役所	1 羽村市行政改革審議会について
	11月2日(月)	東庁舎4階	2 羽村市行政改革審議会の会議の傍聴
	16:00~18:00	特別会議室	に関する定め(案)について
			3 羽村市審議会等の会議録の作成及び
			公表等に関する基準について
1			4 羽村市の概要について
			5 羽村市行財政改革基本計画の取組み
			について
			6 次期「(仮称) 第六次羽村市行財政改
			革基本計画」の策定に向けた取組みに
			ついて
	平成 27 年	羽村市役所	1 平成 26 年度一般会計・特別会計決算
2	12月16日(水)	西庁舎3階庁議室	の概要について
	15:00~17:20		2 羽村市行財政改革実施計画の進捗に
			ついて
	平成 28 年	羽村市役所	1 地方行政サービス改革の推進に関す
	1月20日(水)	西庁舎3階庁議室	る留意事項について
3	14:00~16:00		2 次期「(仮称)第六次羽村市行財政改
			革基本計画」の策定に向けた取組みの
	Ti-1 22 F	77 1 1-1-20-7	方向性について
4	平成 28 年	羽村市役所	1 羽村市の行政改革の現状について
4	3月25日(金)	西庁舎3階庁議室	2 次期「(仮称)第六次羽村市行財政改
	14:00~16:00 平成 28 年	羽村市役所	革基本計画」の基本理念について1 「(仮称)第六次羽村市行財政改革基
5	千成 28 平 5月 24 日 (火)	初刊 印度別   西庁舎3階庁議室	本計画 について
	14:00~16:00	四八百0陥八 磯筀	☆□岡」 (○ フv・)
	平成 28 年	羽村市役所	1 「(仮称)第六次羽村市行財政改革基
6	7月28日(木)	西庁舎3階庁議室	本計画」について
	14:00~16:00		本印画」(C ) V・C
	14.00 -10.00		

# ④ 羽村市行政改革審議会委員名簿

No.	氏 名	職業・役職等	備考
1	金 子 憲	学識経験者 首都大学東京都市教養学部 准教授	会長
2	櫻 井 政 伸	税理士 櫻井政伸税理士事務所 所長	副会長
3	田嶋芳明	市内金融機関 西多摩農業協同組合本部 金融共済部長	
4	永 井 英 義	市内企業 有限会社多摩チョダ 代表取締役	
5	指 田 勇	市内企業 多摩包装工業株式会社 代表取締役	
6	森 田 幸 男	町内会・自治会 羽村市町内会連合会 会長	∼H28. 2. 9
7	和田豊	町内会・自治会 羽村市町内会連合会 会長	H28. 5. 24∼
8	近藤皓太	大学生	
9	深野 冨士雄	市民公募	

# ⑤ 羽村市行政改革推進本部設置要綱

# ○羽村市行政改革推進本部設置要綱

昭和60年6月6日羽企発第2033号

改正

昭和60年11月1日羽庶発第6603号 昭和60年11月1日羽総企発第7460号 平成3年4月1日羽総庶発第753号 平成12年6月29日羽企行発第3250号 平成19年3月31日羽企企第15827号 平成24年3月30日羽企企発第17157号 平成25年3月29日羽企経発第17179号 平成27年3月31日羽企経発第18301号

羽村市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、羽村市行政改革推進本部(以下「本部」 という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 行財政改革基本計画の策定及び実施に関すること。
  - (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長をもってあて、副本部長は、副市長及び教育長をもってあてる。
- 3 本部員は、各部長(部長相当職を含む。)をもってあてる。 (本部長及び副本部長)
- 第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員を会議に出席させることができる。

(専門部会)

- 第6条 本部の下に専門部会を置く。
- 2 専門部会の組織及び所掌事項は、本部長が別に定める。
- 3 専門部会は、所掌事項について調査研究し、実施計画を策定して本部長に 報告するものとする。
- 4 専門部会に部会長、副部会長を置き、専門部会員のうちから本部長が指名する。
- 5 専門部会員は、部長(部長相当職を含む。)及び課長(課長相当職を含む。) をもってあてる。ただし、本部長において必要があると認めるときは、係長以 下の職員を専門部会員に加えることができる。

(庶務)

- 第7条 本部の庶務は、行政改革に関する事務を所管する課において処理する。
- 2 各専門部会の庶務は、当該専門部会員の中から部会長が指名する担当者に おいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

- この要綱は、昭和60年6月20日から施行する。
  - 付 則(昭和60年羽庶発第6603号抄)
- 1 この要綱は、昭和60年11月1日から施行する。

付 則(昭和60年羽総企発第7460号)

この要綱は、昭和60年11月1日から施行する。

付 則(平成3年羽総庶発第753号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成12年羽企行発第3250号)

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

付 則(平成19年羽企企第15827号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前 の例により在職するものとする。
- 4 第2項の場合においては、第3条の規定による改正後の羽村市行政改革推進本部設置要綱第3条第2項の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の羽村市行政改革推進本部設置要綱第3条第2項の規定は、なおその効力を有する。

付 則 (平成24年3月30日羽企企発第17157号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月29日羽企経発第17179号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月31日羽企経発第18301号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

# ⑥ 羽村市行政改革推進本部会議名簿

No.	職名	氏 名	備考
1	市長	並 木 心	本部長
2	副市長	北 村 健	副本部長
3	教育長	桜 沢 修	副本部長
4	議会事務局長	田中 繁生	
5	企画総務部長	井上 雅彦	
6	企画総務部参事	竹田 佳弘	
7	財務部長	早川 正	
8	市民生活部長	伊藤 文隆	
9	産業環境部長	橋 本 昌	
10	福祉健康部長	粕谷 昇司	
11	子ども家庭部長	郷 良則	
12	都市建設部長	細谷 文雄	
13	区画整理部長	石川 直人	
14	区画整理部参事	阿部 敏彦	
15	上下水道部長	田中 祐子	
16	会計管理者	小林 宏子	
17	生涯学習部長	市川 康浩	
18	生涯学習部参事	山崎 尚史	

# ⑦ 羽村市行政改革推進本部専門部会名簿

No.	職名	氏 名	備考
1	企画総務部長	井上 雅彦	部会長
2	財務部長	早川 正	副部会長
3	議会事務局次長	池田 浩幸	
4	秘書課長	横手 和子	
5	企画政策課長	橳島 孝文	
6	広報広聴課長	諸 星 進	
7	職員課長	森 谷 誠	
8	財政課長	高 橋 誠	
9	契約管財課長	神尾 成也	
10	情報管理課長	田村 和隆	
11	市民課長	小林 秀治	
12	地域振興課長	羽村 典洋	
13	産業振興課長	中島 静樹	
14	社会福祉課長	笠井 宏泰	
15	高齢福祉介護課長	島田 由則	
16	子育て支援課長	吉岡 泰孝	
17	都市計画課長	池田 明生	
18	建築課長	山本 和晃	
19	区画整理総務課長	橋本 雅央	
20	上下水道業務課長	加藤純	
21	会計課長	小山 和茂	
22	生涯学習総務課長	西尾 洋介	
23	教育支援課長	上松 久美子	
24	選挙管理委員会事務局長	山口 ひとみ	

第六次羽村市行財政改革基本計画 (平成29年度~平成33年度)

発行日 平成28年12月

発 行 羽村市

<del>7</del> 2 0 5 - 8 6 0 1

東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1

電話 042-555-1111 (代表)

編 集 羽村市企画総務部経営管理課